

## 長野県人権政策審議会の委員を公募します

県の人権政策に関する県民の皆様の御意見を幅広くお聞きし、人権政策に反映させていくため、「長野県人権政策審議会」の委員を公募します。

- **1 募集人数** 1名
- 2 応募期限 令和6年3月11日(月)必着(郵送の場合は当日消印有効)
- 3 応募資格 次の条件を全て満たす方
  - (1)県内に居住する方で、令和6年4月1日現在で満18歳以上の方
  - (2)人権教育・啓発など人権問題について関心があり、県の人権政策の在り方について意見を述べることができる方
  - (3)年2回程度開催される会議に出席できる方(会議は原則平日の昼間に開催します。)
- **4 任 期** 2年(令和6年4月から令和8年3月までの予定)
- 5 応募方法
  - (1)申込書に必要事項を記入し、小論文(テーマ「私にとっての人権」/様式自由、800 字程度)を添えて申し込んでください。
  - (2)応募は、郵送、持参のほか、電子メールでも受け付けます。
  - (3)提出いただいた申込書と小論文は返却しません。
- 6 選考方法
  - (1)書類及び面接により選考します。なお、面接は書類で選ばれた方を対象に行います。
  - (2)選考結果は、3月下旬までに本人に通知します。
- 7 申込書の入手方法

申込書は、下記アドレスの長野県ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/happyou/20240221press.html

8 応募先・問合せ先

〒380-8570 (住所記載不要) 長野県県民文化部人権・男女共同参画課 【電話】026-235-7106 (直通) 【Eメール】n-jinken@pref.nagano.lg.jp

- 9 その他
  - (1)長野県人権政策審議会については、下記アドレスの長野県ホームページをご覧ください。 http://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/jinken/index.html
  - (2)会議は原則として公開で行われ、議事録は公表されます。
  - (3)委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
  - (4)申込書等の個人情報は、選考の目的のみに使用します。

## 確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

## (問合せ先)

担 当 県民文化部人権・男女共同参画課 村松、赤池

電 話 026-235-7106 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 3743

F A X 026-235-7389

E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp